

令和元年度（2019年度）第5回北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会
議事録

1 日 時 令和元年（2019年）9月13日（金） 14時00分～16時00分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 波岡 和昭 (株街NAMI代表取締役)
特別委員 谷 昌幸 (帯広畜産大学教授)
特別委員 島野 治人 (株根室市観光開発公社専務取締役)
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室一級建築士)
特別委員 富山 和也 (北見工業大学地域未来デザイン工学科 助教)
特別委員 金子 ゆかり (有金子設計事務所一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	森越 愛
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	小原 佑介
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	鬼塚 遥菜

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「サツドラ北見若葉店」（北見市）の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) 「サツドラ北見若葉店」（北見市）の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から、届出の概要説明及び8月6日に開催した事前説明内容の再確認を行った。

ア 事務的説明における確認事項

- ・ 店舗東側の住宅について（住居は一般住民用であるのか、（届出書では敷地境界線内なので）店舗関係者の住宅なのか等）
建物設置者である株式会社拓北で購入され、現在空き家の為、工事着工時、既存建物と合わせて解体する予定であることを確認。
- ・ 荷捌き所の安全対策について（荷捌き車両は駐車場内で方向転換が必要、営業時間内の入庫が多いとのことから、来店者の安全対策について）
搬入業者に対して、歩行者に対する安全の確保、場内来客車両の優先、最小限の車両の方向転換に協力いただく。車路は6.8メートル確保（駐車場法で定められている基準5.5メートル以上）しているが、搬入車両が駐車場内を走行及び方向転換が必要な際は、常に徐行で実施することを徹底するよう、搬入業者に対し注意喚起を行うことを確認。
- ・ 廃棄物等への配慮について（生ゴミの発生有無について）
「生ゴミ」は発生する。店舗では、日配食品、加工食品、冷凍食品などを扱ってお

り、希に賞味期限切れの商品を廃棄する場合はあるが、商品は全てパッケージ加工されているため、悪臭を伴うようなものなく、廃棄物保管庫については屋外密閉式の堅牢なものを設置することを確認。

- ・ 出入口などの安全対策について（北側に中学校があり、道道北見環状線 943 号線は北側から下り坂になっているため、通学時間帯での安全対策）

出入口には一旦停止、通学路学童注意の看板等を設置し注意喚起を行う。店舗として、下り坂で注意が必要であることを再認識して運用していくことを確認。

- ・ 電話ボックスについて（所有者と今後の撤去等の予定）
電話ボックスの所有者は NTT。今後敷地外への移設もしくは撤去を協議する予定であることを確認。
- ・ 雪堆積場所について（駐車場中央部を雪堆積場に行っているが、雪堆積時の来店車の動線）
駐車場内には、一時的に雪を堆積するが動線が変わるような雪山は作らず、特に出入口付近は、きれいに排雪し、安全確保に努めるとともに、堆雪場が一杯になる前に計画的に排雪し必要台数を確保することを確認。

イ 質疑、発言

(部会長)

- ・ ただいまの説明について、意見等はないか。

(A 委員)

- ・ 道道北見環状線 943 号線の北側から下り坂になっていることに対する危険性についての指摘に対する回答として「店舗としては、下り坂で注意が必要であることを再認識して運用」とあるが、具体的な内容が不明であり抽象的な説明は不要。
- ・ 看板設置による注意喚起に加えて、例えば一次停止表示付近の路面に凹凸をつけて運転者へ注意喚起する、カーブミラーを設置し入出庫車から通行者を見えやすくする、事業者が北側の中学校に向いて生徒への注意喚起の依頼を行うなどといった具体的な内容があれば理解できる。

(B 委員)

- ・ 近隣の学校などと連携しながらの対応は必要と考える。

(C 委員)

- ・ この下り坂の安全対策については、左折入庫時の巻き込み対策も含まれることから、安全対策は店舗側の対応だけではできないもの。中学校での注意喚起など、事業者として社会貢献の一つとして可能であれば実施いただきたい。

(部会長)

- ・ 中学校への注意喚起を行うといった対策は良いと考える。「下り坂で注意が必要であることを再認識して運用する」という事業者の思いは理解できるが、それに加えて、事業者として具体的な対応を検討いただきたいため要望事項として挙げていただきたい。

(事務局)

- ・ 今のご意見は、事業者側へ要望事項として伝える。

(部会長)

- ・ 他に発言はないか。なければ「サツドラ北見若葉店」の新設の届出については「意見なし」とし別紙のとおり答申することで良いか。

(委員全員)

- ・ 異議なし

(部会長)

- ・ それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(2) 「木野タウンケーズデンキ棟」(音更町)の法第5条第1項(新設)の届出について、
案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があつた。

(主な質疑)

- ・ 「ライジング音更」専用駐車場とケーズデンキ棟駐車場の境界について
- ・ 帯広市側から、国道241号線を通して自動車での来店客の動線について
- ・ 店舗前の身障者用駐車場に関する、歩行者等への安全対策について
- ・ 駐車マスについて
- ・ 駐車場内の歩行者の安全対策について
- ・ (将来的な)搬出入車と来店車の交差に対する安全対策について

(3) ツルハドラッグ広尾店の現況について報告し、今後の対応を確認した。

(4) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり